システムリスク管理基本方針

株式会社メルコイン

第1章 総則

(目的)

第1条 本方針は、当社におけるシステムリスク管理に関する方針であり、システムリスク管理を適切に実施することを目的とする。当社のビジネスを継続的、安定的に行ううえで、当社のシステムリスクに対し適切な安全対策を実施することはビジネス上の重要な要件である。したがって、この方針が有効に機能するよう、管理態勢強化に努める。

(定義)

- 第2条 本方針におけるシステムリスクとは、以下のようなリスクを指す。
 - (1) コンピュータシステムのダウン又は誤作動によるシステム不備等に伴い、利用者や当社が損失を被るリスク。
 - (2) コンピュータが不正に使用されることにより利用者や当社が損失を被るリスク。

(本書の位置づけ)

第3条 本方針は、システムリスク管理文書の最上位に位置する。なお、第2条で規定するシステムリスクのうち、情報セキュリティに関するリスクの管理に関しては、情報セキュリティ基本方針で別途定めるものとする。

(対象・適用範囲)

第4条 本方針は、当社が業務上使用および保有するすべてのコンピュータ、データベースおよびネットワーク等の情報システムおよび情報システムに含まれるまたは出力される情報、また情報システムおよび情報の利用・管理に係る業務(以降、関連業務という)を対象とし、すべての役職員等(役員、社員、契約社員、派遣社員、パート、アルバイト、常駐する外部委託先の要員を含む)ならびに当社と契約した協力会社および外部委託先に適用する。

(規程の整備)

第5条 システムリスク管理の要件を明確にするため、本方針に準拠した「システムリスク管理規程」および関連する細則・マニュアル等(以下、規程等という)を整備する。すべての役職員等は、これらの規程等を遵守する。

第2章 管理方法

(システムリスク管理の方法等)

- 第6条 システムリスク管理にあたっては、原則として次に掲げる各プロセスを対象として行うものとする。各プロセスにおいて、外部に委託している業務に関しても対象とする。
 - (1) システム企画・開発
 - (2) システム運用
 - (3) システム障害や災害等、緊急事態への対応
 - 2. システムリスク管理の方法については、本方針の下位規程「システムリスク管理規程」および関連する細則・マニュアル等に定める。

(システムリスク管理体制の整備)

第7条 業務内容の変更、システムの新規導入・変更・廃止、その他体制に影響を与えうる事象 に応じてシステムリスク管理体制を適宜見直し、常に有効なシステムリスク管理体制を整備す る。

(システムリスクの特定・分析・評価)

第8条 定期的または適宜、当社の情報システム、情報資産に係るリスクの所在や種類を特定 し、システムの脆弱性および脅威を分析した上で、当社および利用者への影響度や対応の必 要性等を評価する。

(外部委託先管理)

第9条 外部の業者にシステムの開発・運用・保守等の業務委託を行う場合、「外部委託に関する社内規程」に則りその運用について定める。委託契約を締結する際は、当社の定める選定基準を充足しているか厳正に審査を行う。また、業務の外部委託による事故とそれによる損失を未然に防止するよう、外部委託先におけるシステムリスクの状況把握と評価を行い、適切な安全対策を要請し、委託業務の信頼性の確保を図る。

(システムリスクに係る監査)

第10条 内部監査の担当部署は、本方針、規程等および関連法令を遵守しているか定期的に 監査を実施する。システムリスクに係る監査は、外部の専門家による第三者的な立場からの外 部監査の実施も検討する。

(システムリスクに係る教育・訓練)

- 第11条 すべての役職員等が自らの業務においてシステムリスクの内容を理解・認識し、適切な 対応を実施できるよう、システムリスクに関する教育や研修を実施する。
- 2. システムリスクが顕在化した際の早期復旧、業務継続を図るべく、定期的な訓練を実施する。

(継続的な改善)

第12条 本方針について、内部環境および外部環境の変化を踏まえ、定期的に見直しの要否 を検討する。

(例外扱い)

第13条 本方針および規程等に定められている事項を遵守できない場合は、「システムリスク管理規程」の定めに従い報告し、例外の適用承認を受ける。

附則

(改廃)本方針の改廃は、諸規程管理規程の定めるところによる。 (施行)本方針は、2023年2月7日より施行する。